

第3 計画の性格

この計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものです。また、第6次朝霞市総合計画を基盤とし、本市における防犯施策の基本的な方向性を示すとともに、他の関連する計画等との連携を図ります。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化によっては適宜見直すこととします。

1 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

2 実施計画

本計画に基づいて実施する事業については、別途実施計画を策定するとともに、毎年度、進捗状況や実績を踏まえ見直していきます。